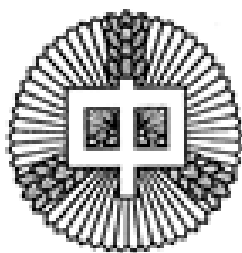


岩船中学校生徒必携



## 目 次

1	目次	P1
2	教育目標	P2
3	校歌	P3
4	生徒会歌	P4
5	応援歌	P5、6
6	生徒会会則	P7～13
7	生徒会役員選挙規約	P15～18
8	生徒会組織図	P18
9	生徒の心得	P19～21

## 教 育 目 標

心豊かに ねばり強く やり抜く生徒

教育目標が示す具体的な生徒の姿

「心豊か」とは

- (1) 自分の置かれた状況を的確につかみ、目標をしっかりと持って、進んで学習に打ち込む姿。
- (2) 楽しい学校生活を築くため、自らを高め、集団と協力し、役割や責任を果たそうとする、一生懸命な姿。
- (3) 相手の立場や考えを尊重する思いやりの心と奉仕の心をもって、明るく温かい生活を目指そうとする姿。
- (4) さわやかな挨拶をかわし、好ましい人間関係を作るため、互いに認め合おうとする姿。

「ねばり強く」とは

- (1) 課題に挑戦し、解決するまで、根気よくやりぬこうとする意思と力。

## 岩船中学校校歌

関庄一郎 作詞 (25.11.3)

中田 信 作曲 (26.3.5)

一、鷲が巢山を仰ぎつつ 雄々しく立ちし学び舎は  
群れ生く松にかこまれて 真砂の丘にすがすがと  
幾世の春を重ぬらん

三、教育あらたな学び舎に 睦み合いつつ育ち行く  
若き我らの胸底に 萌ゆる自由の精神こそ  
次の代つくる力なれ

## 緑ヶ丘生徒会歌

作詞 昭和52年度後期総務

作曲 三年三組 渡辺 孝志

- 一 松の緑に囲まれて 溢れる若さよ情熱よ  
ここに一つの輪を築く 友よ語ろう青春の夢  
ああ緑ヶ丘生徒会
- 二 無限の英知と根性で 逆まく波を打ち砕き  
栄冠めざし進みゆく 友よ示そう青春の意気  
ああ緑ヶ丘生徒会
- 三 白波さわぐ日本海 若い血潮が火と燃えて  
躍進の旗高らかに 友よ進もう青春の道  
ああ緑ヶ丘生徒会

## 第一 応援歌

- |              |            |
|--------------|------------|
| 一、進みゆけ 我等の選手 | 日ごろ鍛えし体をば  |
| 示せ勝利をめざしつつ   | ゆけよ栄あるこの道を |
| 二、今ぞ立て 我等の選手 | 正々堂々戦いて    |
| 輝く我等の若き道     | 旗ひるがえる風うけて |
| 三、血潮燃ゆ 我等の選手 | 力と技の祭典に    |
| 勝利の声を空高く     | 栄光の丘意気高し   |

## 第二 応援歌

- |               |             |
|---------------|-------------|
| 一、あかつきの雲紅に    | はれて今日若人を待つ  |
| 走れよ 躍れよとべとべ   | 雄叫び 大空をゆく   |
| 二、さみどりをめぐらす砂丘 | 空高く 松に声なし   |
| 走れよ 躍れよ とべとべ  | 雄叫び 大空をゆく   |
| 三、鍛えよや若き血潮に   | たぎりたち 肉踊るまで |
| 走れよ 躍れよ とべとべ  | 紅の はちまきしめて  |

### 第三 応援歌

- 一、競え競え 岩中選手 血潮燃えて 肉躍る  
今ここに戦いの 火ぶたきられし  
いざいざ岩中 無敵の力
- 二、競え競え 岩中選手 今ぞためせ この力  
我等の団結 鉄をも砕く  
いざいざ岩中 勝ち進め
- 三、競え競え 岩中選手 命をかける この勝負  
気迫と若さで 勝利に挑め  
いざいざ岩中 無敵の力

## 第1章 総則

第1条（名称） この会は岩船中学校緑ヶ丘生徒会と称する。

第2条（会員） この会は本校生徒全員で組織する。

第3条（会員の権利、義務）

会員は生徒会の一員として権利を持つと共に、義務と責任を持たなければならない。

第4条（目的）

本校の教育方針に従い、会員相互の自主的、自治的な活動を通じて、楽しく規律正しい学校生活を築き、健全な校風の育成に努める。

第5条（権限）

前条の目的を達成するために、学校長の承認する範囲内において、自治活動を行う。

## 第2章 役員

第6条（役員） この会には次の役員をおく。

会長 1名      副会長 1名（男女問わず）      書記長 1名  
応援団長 1名

第7条（会長、副会長、書記長、応援団長の選出）

会長、副会長、書記長、応援団長は立候補により選挙で選ばれ、学校長より任命される。

第8条（役員選挙）

前条の会長、副会長、書記長、応援団長の選挙に関するくわしいことは、別に細則によって定める。

第9条（役員の兼任禁止）

役員は、二つ以上兼任することはできない。

第10条（役員の任期）

役員を選出は前年度中とし、任期は次年度1年とする。ただし移行措置としての事前活動はさまたげない。



#### 第11条（会長の任務）

会長はこの会を運営し、この会を代表する。

#### 第12条（副会長の任務）

副会長は会長を助け、会長に事故あるときはその代理をつとめる。

#### 第13条（書記長の任務）

書記長は総務員と協力して、会長を助け庶務にあたる。

#### 第14条（応援団長の任務）

応援団長は、応援団を指揮し、士気を高めるとともに全校集会等の指揮をとる。

### 第3章 機関

#### 第1節 生徒総会

##### 第15条（総会の開催）

定例生徒総会は毎年2月と5月の二回開く。但し、次の場合は臨時総会を開くことができる。

- 1 会員の5分の1の要求があったとき。
- 2 生徒委員会が必要と認めたとき。

##### 第16条（総会の議長）

生徒総会の議長はその都度会員の中から推薦によって選ばれる。

##### 第17条（総会の任務）

生徒総会は全会員で構成し、この会の最高決議機関であり、次の事項を決議し承認する。

- 1 年度計画の報告と承認。
- 2 予算、決算の報告と承認。
- 3 生徒会会則の改正。
- 4 その他生徒委員会が必要と認めたこと。

##### 第18条（総会の議題）

生徒総会に提出される議題は、あらかじめ会員に知らせなければならない。但し、臨時生徒総会の場合はこの限りでない。

#### 第2節 生徒委員会

##### 第19条（権限）

生徒委員会は総会につぐ決議機関であって、次のことを決議する。

- 1 生徒総会の提案事項について。
- 2 この会の目的を達成するため必要な事項について。

#### 第20条（構成）

生徒委員会は、生徒会役員、学級委員で構成される。必要に応じて専門委員長、部長を加えた拡大生徒委員会を構成する。

#### 第21条（委員会の開催）

生徒委員会は必要に応じて開く。

#### 第22条（委員会の議長）

生徒委員会の議長は委員の中より互選する。

### 第3節 特別委員会

#### 第23条（委員会の種類）

特別委員会には、次の委員会をおく。但し、必要に応じて生徒委員会の承認を得て、その他の委員会をおくことができる。当分は、次の委員会とする。

- 1 応援委員会
- 2 選挙管理委員会

#### 第24条（任期）

各特別委員会の任期は各委員会の任務を果たすのに必要な期間とする。

#### 第25条（任務） 各特別委員会は次のことを行う。

応援委員会…応援に関すること。但し、第8節応援団の規定による。

選挙管理委員会…役員選挙に関すること。

### 第4節 専門委員会

#### 第26条（委員会の種類）

専門委員会には次の委員会をおく。但し、必要に応じて生徒委員会の承認を得て変更もできる。当分は、次の委員会とする。

- 1 生活委員会
- 2 体育委員会
- 3 広報委員会
- 4 環境委員会

#### 第27条（任務）

各専門委員会はそれぞれの活動分野を専門的に研究し、調査し、立案し、執行する。

- 1 生 活…規律や風紀などに関する活動を主に行う。
- 2 体 育…生徒の健康、衛生、給食、運動等に関する活動を主に行う。
- 3 広 報…生徒会活動等の連絡や放送作品発表に関すること。行事、儀式等の放送機器準備を行う。生徒会だよりの発行、各種ポスターの作成と掲示、図書館運営に関する活動を行う。
- 4 環 境…募金活動、ベルマーク運動、リサイクル運動、清掃、福祉施設との交流推進等のボランティア活動に関することを行う。

#### 第28条（専門委員長）

専門委員長は、会長が会員の中から委嘱し、最初の生徒委員会で承認を得なければならない。

#### 第29条（専門委員長の任期）

専門委員長の選出は前年度中とし、任期は次年度1年とする。ただし移行措置としての事前活動はさまたげない。

#### 第30条（構成）

専門委員会は全会員によって構成され、その任期は1年とする。

#### 第31条（専門委員会の開催）

専門委員会は毎月1回定例専門委員会を開く。但し、次の場合は臨時専門委員会を開くことができる。

- 1 専門委員長が必要と認めたとき。
- 2 委員の5分の1以上の要求があったとき。
- 3 生徒委員会の開催要求決議があったとき。

### 第5節 学級会

#### 第32条（任務）

学級会は、本会の目的を達成するための基本組織である。

#### 第33条（学級委員）

学級委員は1名を学級で選出する。なお、その任務は1年とする。

#### 第34条（活動）

学級会は、学級生活の諸問題の解決を図り、学級内の仕事を処理する。

また、生徒会活動や学年間の連携を深める活動を行う。

## 第6節 部活動

### 第35条（設置）

これには生徒委員会で承認された部をおくことができる。

### 第36条（目的）

各部は会員がもっている趣味や特技を生かし、お互いに協力することを学びながら、それぞれの才能を十分伸長することを目的とする。

### 第37条（加入）

会員はいずれかの部に所属することを推奨する。

### 第38条（役員）

各部は役員として部長1名、副部長若干名をおく。

### 第39条（部長会）

各部の部長によって部長会を組織する。部長会は各部間の連絡・調整及び必要事項について協議する。

## 第7節 応援団

### 第44条（目的・構成）

応援団は、全会員をもって構成し、各種大会の応援及び激励をする。

### 第45条（応援委員）

応援委員は、応援団長の指導の下に応援団リーダーとして活動する。

### 第46条（活動）

応援委員会の活動内容は、次のとおりである。

- 1 各種大会での応援。
- 2 応援計画の立案と実施。
- 3 各種大会の選手激励会と報告書に関すること。

## 第8節 生徒会本部

### 第47条（構成）

生徒会本部は会長、副会長、書記長、応援団長で構成する。

### 第48条（合議制） 生徒会本部は合議制とする。

#### 第49条（活動）

生徒会本部は生徒会執行機関であり、その活動内容は次のとおりである。

- 1 生徒委員会の決議事項の執行。
- 2 一般事務。
- 3 生徒総会及び生徒委員会の運営
- 4 各種行事の計画立案と実施。

### 第4章 会議

#### 第50条（定足数）

全ての会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

#### 第51条（議決）

生徒会の議事は、この会則に特別の定めがある場合を除いては、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

#### 第53条（教師の指導・助言）

教師は全ての会議に出席し、よりよい生徒会運営をめざして指導・助言をする。

### 第5章 会計

#### 第52条（会費）

会員は生徒会活動に必要な経費として会費を納める。

#### 第53条（会計年度）

生徒会の会計は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第6章 効力の発生

第54条 本会で議決されたものは、学校長の承認を得て効力を発する。

### 第7章 細則

#### 第55条

必要あるときは、生徒委員会は細則を定めて施行することができる。

## 第8章 改正

### 第56条

この会則の改正及び廃止は、総会において会員の3分の2以上の賛成があった場合、改正または廃止することができる。

## 附 則

昭和26年11月10日 本会則制定

昭和27年5月23日 一部改正

昭和28年5月16日 //

昭和29年5月15日 //

昭和30年5月14日 //

昭和34年5月8日 //

昭和40年5月22日 大幅改正

昭和45年11月 日 //

昭和48年2月20日 //

昭和59年4月6日 一部改正

昭和63年2月1日 大幅改正

平成6年1月24日 一部改正

平成11年5月7日 大幅改正

平成17年4月 日 一部改正

平成29年10月16日 一部改正

令和元年5月10日 一部改正

令和5年3月24日 大幅改正

## 第1章 総則

### 第1条

この規約は、緑ヶ丘生徒会役員選挙に適用される。

### 第2条

選挙される役員の名称及び人数は、次のとおりとする。

会長	1名	副会長	1名（男女問わず）
書記長	1名	応援団長	1名

### 第3条

前条にかかげる役員は、毎年12月に全校生徒の選挙によって選出される。

### 第4条

選挙に関する日程は、次のとおりとする。

- 1 公示・・・・・・・・投票日の2週間前
- 2 立候補受付・・・・公示日から投票日の1週間前まで
- 3 選挙運動・・・・立候補届け出の日から投票日前日まで
- 4 立会演説会・・・・投票日当日
- 5 開票・・・・・・・・即日開票
- 6 選挙結果発表・・・・投票日当日

## 第2章 選挙管理委員会

### 第5条

選挙管理委員会は、各学級より選出された男女各1名の委員によって構成される。

### 第6条

選挙管理委員は、応援委員が担う。

### 第7条

委員会は、互選によって委員長1名を選出する。

### 第8条

委員会は、顧問教師によって生徒会役員選挙に関する一切の事務を行う。

### 第9条

委員会は、次の事務を行う。

- 1 選挙の公示
- 2 立候補者の受付と発表
- 3 立会演説会の開催
- 4 立候補届出用紙、投票用紙、投票箱、ポスター用紙の作成
- 5 立候補者へのポスター用紙の交付
- 6 選挙運動に関すること
- 7 投票所、開票所の決定
- 8 投票への立ち会いと開票
- 9 当選者の確認と発表
- 10 その他、選挙に関する事務

#### 第10条

選挙管理委員が生徒会役員に立候補した時は、その委員の学級から補員を選出する。

#### 第11条

選挙管理委員は、一切の選挙運動を行ってはならない。

#### 第12条

選挙管理委員も選挙権がある。

#### 第13条

選挙管理委員の任期は、委員会が発足してから選挙に関する一切の活動が終了するまでの期間とする。

### **第3章 立候補者、責任者**

#### 第14条

生徒会員は、独自で、または他の推薦をうけて立候補することができる。

#### 第15条

立候補者は、選挙管理委員会が決定した立候補受付期間中に、立候補届を所定の用紙に必要な事項を記入し、選挙管理委員会に提出しなければならない。



#### 第16条

立候補者には、立候補届出後、ポスター用紙が支給される。

#### 第17条

選挙管理委員会の確認印のないポスターは無効とする。また、立候補者は選挙終了後、直ちにポスターを外さなければならない。

#### 第18条

選挙の当日は、選挙運動をしてはならない。

#### 第19条

立候補者は、必要に応じて責任者を1名選ぶことができる。責任者は、立候補者の応援演説をすることができる。

#### 第20条

立候補者は、その他の候補者の責任者を兼ねることはできない。

#### 第21条

責任者は、2人以上の立候補者の責任者を兼ねることはできない。

#### 第22条

立候補者が欠席等で不在の場合、立会演説会の応援演説に代理人を出すことができる。但し、代理人は、責任者とする。

#### 第23条

責任者が欠席等で不在の場合、立会演説会の応援演説に代理人を出すことができる。但し、代理人は、選挙管理委員会の承認を得た者とする。

## 第4章 投票

#### 第24条

選挙は、全会員の無記名直接投票によって行われる。

#### 第25条

投票の記入方法は記号式とする。

#### 第26条

有効得票数の多いものから順次当選とし、最下位当選者の2名以上の得票数が同じ時は、その者についてのみ再投票を行う。

#### 第27条

当選者に支障が生じ、生徒会運営に支障がある場合は、補欠選挙を行うことができる。

## 第28条

対立候補者のない場合は、その者について信任投票を行う。

## 第29条

信任票が有効投票の半数以上であれば当選とする。

## 第30条

投票が次の各項に該当する場合は、無効票とする。

- 1 定められた投票用紙以外のものを使用して投票したもの。
- 2 定められた以上、または以下に記号をつけたもの、または白紙のもの。
- 3 記号以外のことを書いたもの。

## 第5章 開票

### 第31条

開票は、原則として即日開票とする。

### 第32条

開票所は、選挙管理委員が設け、その管理を行う。

### 第33条

開票は、責任者、顧問教師立会いのもとに選挙管理委員が行う。

### 第34条

当選の結果について、選挙管理委員会は、校長及び会員に報告しなければならない。

## 第6章 補則

### 第35条

この規約の施行にあたって細部のきまりが必要な場合は、この規約の定める範囲内において、選挙管理委員会で細則を定めることができる。

### 第36条

この規約の改正を必要とする事項が生じた場合は、生徒委員会の決議を経たうえで、総会において会員の3分の2以上の賛成があった場合、改正または廃止することができる。



## 生徒の心得

### 1 登校

- (1) 登校には、申請してある通学路を通ろう。
- (2) 登校時の服装は正しい制服を着用しよう。
- (3) 通学は徒歩とします。  
※特別に事情のある生徒は、学校に相談する。
- (4) カバンは学校指定のものを、大切に使おう。
- (5) 交通ルールをしっかりと守って登校しよう。
- (6) 8時10分までには学校に入ります。

### 2 校内生活

- (1) あいさつは誰に対しても自分から進んで、伝わる声で明るくさわやかに交わそう。
- (2) 学校へ不要品を持ってきません。  
※貴重品などを持参した場合は、学級担任に預かってもらう。
- (3) 登校後は校外へ出ません。忘れ物のないようにしよう。
- (4) 屋内では学校指定の靴をはき、屋外の靴とはしっかり区別する。
- (5) 金銭の貸し借り、所持品の売買などはしない。
- (6) 誤って校舎や校具を破損したとき、すぐに先生へ届け出よう。
- (7) ケガなどの事故があった場合は、すぐに先生に連絡しよう。
- (8) 特別教室、教具、教材を使用するときは、担当の先生から許可を得よう。
- (9) 雨具など個人の物は、決められた場所に整理しておこう。
- (10) 始業前には学習の準備を済ませよう。
- (11) 紛失物や拾得物は、先生に届け出よう。
- (12) 所持品には、はっきりと記名しておこう。
- (13) 教室の外側にあるベランダには出ません。

### 3 下校

- (1) 下校の時間をしっかりと守ろう。
- (2) 使った場所の戸締りをしっかりとやろう。

- (3) 下校途中で寄り道などせず、まっすぐ家に帰ろう。

#### 4 校外生活

- (1) 正しい判断力を身につけ自分の行動に責任をもとう。  
※外出時の服装や家の人への連絡など。
- (2) 休日や長期休業などは、学校のきまりを参考に安全な生活を心掛けよう。
- (3) 生徒同士でゲームセンター、カラオケは行きません。
- (4) 生徒同士で野外活動などを行うときは、学校に計画を届けて指導を受けよう。
- (5) 宿泊を伴うキャンプや旅行などは保護者が責任ある成人の同伴で計画し、学校にも届けて指導を受けよう。

#### 5 身なり

##### (1) 服装について

###### <男子>

- 制服は、詰めえり学生服の中学生用のもの。  
(上下とも日被連標準型マーク付き)
- カラーを外せるタイプの制服は正しく付ける。
- 夏期は、半袖ワイシャツ、半袖開襟シャツ（白無地の標準型）
- ベルトは黒、紺、茶色のものを使用し、細いものは使わない。

###### <女子>

- セーラー服、ひだスカートまたはスラックス。（標準型）
- スカーフは正しくつける。
- ベルトは着用しない。
- スカート丈は「気をつけ」の姿勢で、ひざ下付近であればよい。
- 防寒のためのタイツは黒。

###### <共通>

- 防寒のために制服の下に着るものは、無地のセーターやカーディガン等とし、襟や裾口からはみ出ないように注意する。
- 夏季は、ワイシャツ、ブラウス等の下に白無地のものを着用する。  
(学校指定半袖体育着や、普通の T シャツでもワンポイントなら

ばよい)

- (2) 靴下は白色とし、制服の場合は足首がかくれる長さのもの。
- (3) 名札は、上着（夏季はシャツ）の胸ポケット上部に付ける。
- (4) 衣替えは、夏季は6月1日、冬季は10月1日から実施する。（準備期間は実施の前後1週間程度とする）
- (5) コート類、通学用靴は華美、高価にならないようにしよう。
- (6) 頭髪は健康的、活動的なものにしよう。  
※整髪料などはつけない。
- (7) 女子の長い髪は後ろで束ねます。学習活動の妨げにならないようにしましょう。  
※使用するゴムは黒、茶、紺。  
※金属のピン（幅の広いものは使いません）は必要最低限。
- (8) 登校後の服装は2限終了まで制服とします。4限後に清掃、給食準備があるので、間に合うように着替えます。ただし、実験や作業が伴う授業が1限にある場合は登校したらすぐに、2限の場合は1限後に着替えます。

## 6 その他

- (1) 休日は、学校への出入りを禁止します。ただし、特別に許可を得た活動や部活動は担当の先生の指導のもとで活動してよい。
- (2) 法律で禁じられていることをせず、道徳的な行動ができる人間になろう。